

男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会を目指して

毎年、6月23日から6月29日までの一週間は、「男女共同参画週間」です。この機会に男女共同参画について考えてみましょう。



「男女共同参画社会」とは

「男女共同参画社会」とは、男女共同参画社会基本法第2条で示されていますが、簡単に言えば、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」です。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現し、ひとりひとりの人生が豊かになることを目指しています。

世界の取り組み

男女共同参画社会実現の取り組みは、SDGsにも「5. ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられており、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会をわかちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができるようになることを、世界においても重要な課題として捉えられています。

ジェンダー(gender)とは・・・

男女の生物学的な違いのほかに、社会的・文化的な役割の違いがあります。「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき、こうするべき」とみんなが無意識に決めつけている女性と男性の違いを「ジェンダー」といいます。

たとえば「男は仕事、女は家庭」「男子は理系、女子は文系」などと決めつけること。こういった先入観がジェンダーの不平等や差別を生んでいます。

アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアスとは、無意識のうちに思い込んでいることや偏見のことで、誰にでもあるものです。また、知らないうちに相手を傷つけたり、可能性を狭めてしまったりといった影響が考えられます。

男女共同参画に関するご相談

岐阜県では、「男女共同参画・女性の活躍支援センター」が、男女がともに自分らしく生きられるよう、様々な悩みを抱えている方の相談に応じています。家庭や仕事、介護、DV、セクハラなど、どこに相談したらよいか分からない時は、どなたでもお電話ください。ご相談いただいた皆さまのプライバシーは固く守られます。

相談専用ダイヤル ☎058-278-0858 (以下いずれも同番号)

※祝日、年末年始および OKBふれあい会館休館日は除く。 ※年間を通じて相談に応じています。



■一般電話相談

毎週月～木、毎月第1・第3土 午前9時～午後5時

■男性専門電話相談

(男性が抱える悩みについて、男性相談員が応じます。)

毎月第2・第4金 午後5時～8時

■LGBT専門電話相談

(性的指向や性同一性障がいに関する悩みについて、専門相談員が相談に応じます。)

毎月第3金 午後5時～8時

問い合わせ先：企画課 ☎66-2411